

## 香川県教育委員会 3月定例会会議録

1. 開催日時 令和3年3月26日(金)  
開 会 午前 9時00分  
閉 会 午前10時25分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教育長	工 代 祐 司
委 員	小 坂 真 智 子
委 員	平 野 美 紀
委 員	藤 澤 茜
委 員	木 下 敬 三
委 員	蓮 井 明 博

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	小 川 秀 樹
教育次長兼政策調整監	井 元 多 恵
教育次長	小 柳 和 代
総務課長	白 井 道 代
義務教育課長	原 田 智
高校教育課長	金 子 達 雄
特別支援教育課長	北 村 宏 美
保健体育課長	宮 滝 寛 己
生涯学習・文化財課長	渡 邊 智 子
政策主幹兼総務課副課長	福 家 啓 充
生涯学習・文化財課副課長	愛 染 伊 知 朗
義務教育課長補佐	西 原 明
高校教育課長補佐	吉 田 稔
高校教育課長補佐	小 山 圭 二
保健体育課長補佐	渡 邊 浩 司
生涯学習・文化財課長補佐	古 野 徳 久
生涯学習・文化財課副主幹	長 谷 川 江 里
生涯学習・文化財課副主幹	三 好 賢 子
義務教育課主任管理主事	川 上 り 彩
義務教育課主任指導主事	小 山 圭
高校教育課主任管理主事	藤 谷 丈 雄

高校教育課主任指導主事	川 東 芳 文
特別支援教育課主任指導主事	鳥 井 口 隆
総務課主任	大 原 裕 次 郎
総務課主任	中 村 慎 一
義務教育課主任	西 勇 気
高校教育課主任	三 谷 進
高校教育課指導主事	水 野 伸 吾

傍聴人 なし

## 5. 会議録の承認

2月定例会の会議録署名委員の藤澤委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

## 6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第6号、第7号、第8号、第9号、第11号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあること」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に、議案第10号は、「県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

## 7. 議 案

教育長から、議事の進め方として、議案第1号から第5号については、議案内容の説明、質疑、採決を一括で行う旨を説明。

- 議案第1号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について
- 議案第2号 公立学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部改正について
- 議案第3号 教育職員の週休日及び正規の勤務時間の割振りの特例等に関する規則の制定について
- 議案第4号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について
- 議案第5号 県立学校学則の一部改正について

総務課長から、議案第1号から第5号について、関係する規則等の一部改正及び制定の内容を説明。

【質疑】

- ＜小坂委員＞議案第3号についてであるが、教育職員と公立学校職員の違いとしては、教育職員は教員のこと、公立学校職員というのは、公立学校に勤務する教員以外の事務職員等も含めた職員を指すということによいか。
- ＜総務課長＞そうである。なお、今回諮っている「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正」の対象となるのは教員のみで、学校で勤務していても事務職員は年次休暇のスタートを変えず、1月1日から12月31日のままである。そのため、学校現場では年次休暇の期間が二通りになり、学校現場の教員だけが、年次休暇のスタートが9月1日に変更されるものである。
- ＜平野委員＞議案第4号について、近県では、既に制度を導入しているところもあるようだが、制度導入後の夏季休暇の取得は増えているのか。導入の効果は期待できるのか。
- ＜高校教育課職員＞徳島県は今年度から導入しており、まだデータがない。愛媛県と高知県は平成17、18年頃に導入しており、導入以前との比較はなかなか難しいところであるが、両県の教育委員会関係者からは効果があるのではないかと意見を聞いている。
- ＜教育長＞この規則改正と並行して、8月に県教委が主催している研修も減らしており、できるだけ8月の予定を空けるようにして、そこで休暇が取れる教員に休んでもらおうと考えている。
- ＜小坂委員＞夏休み期間中に休暇をまとめ取りできるようにすることは良いことだと思うが、超過勤務を含めた勤務時間の管理については、誰がどのようにして行うのか。
- ＜高校教育課職員＞勤務時間の割振りについては、総務ナビシステムでも今後対応していくように考えている。変形労働時間制を導入した場合、何月に何時間の時間外在校時間が発生し、その割振りを検討するのかが一目で分かるようなシステムを開発すると同時に、その超過した時間について指定を取りやめることになったので何月は何時間減らす必要があるということを確認し、その教員の勤務時間の割振りの中から、何月何日の何時から何時までを勤務を割り振らない日として指定するような制度にしたいと考えている。
- ＜高校教育課長＞補足であるが変形労働時間制は、超過勤務が発生した時間を個々の教員が勝手に夏季休暇中の8月に付け替えて休暇を取るという制度ではなく、あくまでも勤務時間の設定であり、年度当初に校長が学校として決定するものである。この時期はこの業務で多忙となることが想定されるため、対象となる教員について、対象月の勤務時間を増やし、その増やした分を8月の勤務時間から減らすという勤務時間の設定を行うものであり、結果的に発生した超過勤務の時間を個々の教員が管理して休暇に振り替えるものではない。

＜蓮井委員＞議案第4号について、この規則改正の背景としては、主に教員の心理面に焦点が当てられている。年次休暇のスタートを暦年にする、先々の不透明感が高いので8月には取得せず残しておきたいという心理が働くが、9月1日のスタートにすると8月が最終月となるため、業務等の目途も立っているので取得しやすいという心理が働くということだと思ふ。資料15ページ「月別平均取得日数」のグラフを見ると、管理職及び管理職以外のどちらも、8月と12月の取得が非常に多いように見て取れる。特に管理職は12月の取得が多い状況で、これまでの暦年ベースでの運用においても、最終月の12月は休暇を取得しようとする心理が働いており、そうしたことを踏まえると、スタートを9月にすれば、最終月となる8月は夏季休暇中でもあり、休暇を取得しようとする心理がさらに働くであろうというのが改正の趣旨と理解して良いか。

＜総務課長＞そうである。グラフの8月の山が、もう少し高くなると考えている。

＜蓮井委員＞改正の趣旨としては理解したが、12月に休暇の取得が多いのは、休暇を取得しようという心理が働いているのではなく、単に12月は年末で、学校の教員が休暇を取得しやすいという実態があるということではないのか。

＜総務課長＞実際に学校現場の方から、このような改正をして欲しいという声が大きく、改正されることで8月に休暇をまとめ取りできると考えている方が多いのではないかと思ふ。

＜蓮井委員＞現場の声を重視しての改正ということで理解した。

＜木下委員＞議案第2号について、この規則の改正によって、年間の予算への影響は、どの程度想定しているのか。

＜総務課長＞「勤務することを要しない時間」を設定し、基本的に管理職は該当教員に設定された時間は勤務をさせないようにするため、追加の費用は発生しない。ただし、手当等を支給する必要があることも考えられるが、予算的にはほぼ影響がないと考える。

＜教育長＞「1年単位の変形労働時間制」については、制度としては作ったが、実際の導入には前提条件が非常に多くあり、文部科学省の省令にも多くの前提条件が付けられている。それらの前提条件をクリアして制度が導入されるには、もっと働き方改革を進めて、全体の在校等時間を減らさないと、なかなか適用は難しい。現在、香川大学の附属学校でも制度は作られているが、運用までには至っていないのではないかと思ふ。今回の条例改正においても、職員団体からは、運用できる状況にない中で制度を作ることは待ってほしいとの意見も出されたが、市町の制度導入に影響を生じさせることがないように、国の法律改正と足並みをそろえて条例改正を行ったものである。ただし、制度は作ったが、いつ、どこの学校で導入できるかについては、今後の努力次第だと考えている。

＜平野委員＞年次休暇のスタートを9月にするというのは、面白いアイデアで良いと思ふ。一方で、8月での取得を促すということで、他の月に取得し難くなる要素にならないかとの懸念がある。学期中の休暇取得は難しいというのは理

解できるが、基本的には休暇を取りたいときに取れるような組織作りをすることが、本来あるべき姿だと思うので、本末転倒にならないよう気を付けなければいけないのではないかと思う。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第6号 教育功労者への感謝状贈呈について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第7号 香川県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第8号 香川県文化財保護審議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第9号 香川県立図書館協議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第10号 香川県指定有形文化財の指定について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第11号 失職した教職員の退職手当の支給制限処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和4年度香川県公立高等学校入学者選抜について

高校教育課長から、令和4年度香川県公立高等学校入学者選抜の日程について説明。

【質疑・意見交換】 無し

○その他事項2 第76回国民体育大会冬季大会の成績について

保健体育課長から、第76回国民体育大会冬季大会の成績について説明。

**【質疑・意見交換】**

<教育長>結果的には、昨年度よりも順位は上がったということか。

<保健体育課長>前回大会と比較すると、得点は低くなっているが、順位は上がっている。